

3 高福第 1 8 7 7 号

令和 3 年 1 0 月 6 日

各市町村
東三河広域連合 } 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

(公 印 省 略)

令和 4 年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業費補助金分）に係る所要額調べ（2 回目）について（照会）

このことについて、県の予算編成作業上、直近の基金活用意向を把握する必要があるため、下記により提出してください。

なお、該当事業がない場合も、その旨文書（任意様式）で回答してください。

記

1 提出書類

令和 4 年度介護施設等整備事業費補助金所要額調べ（2 回目）

2 提出方法及び期限

令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金）必着（電子メールにて回答）

※添付のエクセルファイル（別紙様式）に必要事項を入力し、ファイル名の「〇〇市町村」を市町村名等に変更の上、下記メールアドレスあて返信してください。

3 その他

別紙「作成にあたっての注意事項」、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（最終改正：令和 3 年 8 月 2 6 日）を参考にしてください。

連絡先 施設グループ（松下）

電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）

メールアドレス chie_matsushita@pref.aichi.lg.jp

＜作成にあたっての注意事項＞

- 1 今回の所要額調査の対象事業は、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱のうち、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（第3条（6））」を除く部分です。
※ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別途調査します。
- 2 今回の所要額調査（2回目）が基本的には、令和4年度予算の最終値になります。市町村としての最終的な結論を確認したいので、**該当がない場合も必ずその旨文書にて回答してください。**
- 3 当該補助金については、**例年多額の不用額が生じている**ことから、**県の予算要求が大変厳しい状況となっております。作成にあたっては必要性を充分精査の上、記入してください。**なお、回答があった内容について必ずしも採択されることを保証するものではありませんので、ご了承ください。
- 4 所要額を見込むにあたり、前回（令和3年7月3日付け3高福第1411号調査（1回目））の照会以降、**公募不調や事業所からの申し出等による補助対象施設の減や事業計画の変更が生じたものについては、必ず反映させてください。**現段階において、公募を行っておらず候補先が未定の場合は、市町村の整備計画において**真に必要な整備である理由書を別紙（任意様式 県高齢福祉課長あて 公印省略可）**により提出してください。
- 5 補助対象施設の減により、前回回答時から事業を取り下げる場合は、行全体から削除し、ファイルの別ページにある「取り下げ事業一覧」に事業名、理由等を記載してください。
- 6 前回の所要額調査までの集計結果を基に令和4年度当初予算要求の上限額が設定されていることから、**前回の補助所要額の範囲内での回答としてください。**ただし、やむを得ず前回回答時から追加計上する場合は、別紙様式各表左側の「追加」欄に記載をお願いします。（「3」と同様、回答があった内容について、必ずしも採択されることを保証するものではありません。）
- 7 基金による補助金を活用して整備した施設・設備が整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。こうした事態が生じないよう、基金の活用にあたっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について今一度十分な精査をお願いします。

- 8 この補助金は単年度事業であるため、2か年事業は認められません。
(ただし、「県が別途補助する広域型特養(2か年整備)」に併設する事業所を整備する時など、整備が大規模で単年度で完了しない場合、複数年の整備を認めることがある。)
- 9 大規模施設(特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム)に対する施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金支援事業以外は市町村への補助事業となります。(所要額調査の時点では、県で実施する事業についても管内該当施設について確認してください。)
- 10 「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」についても市町村事業となりますが、創設施設と大規模修繕・耐震化を行う施設が市町村をまたがることも想定されるため、要綱本文中にある「都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る整備計画」の提出先等は別紙のとおりです。
- 11 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームについては、補助基準額は特定施設入居者生活介護の指定を受ける床数としてください。
(例えば、定員29名のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている床数が20床の場合、補助基準額は20床で積算してください。)
- 12 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の整備を行う場合は、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象となりません。